



高齢者予防接種のご案内



高齢者肺炎球菌予防接種

【接種対象者】

- ① 65歳の方（66歳の誕生日の前々日までに受けてください）
- ② 接種日時時点で60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器等の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方（※¹）

【接種期間】

65歳の誕生日から66歳の誕生日の前々日まで
（①の方のみ）

【接種費用】

○自己負担金 3,500円
（住民税非課税世帯の方は 2,500円、生活保護受給中の方は免除（※²））

【持ち物（共通）】

○マイナ保険証等 住所・生年月日を確認できるもの、自己負担金、予診票

※1 身体障害者手帳（1級相当）をお持ちでない方は、医師の意見書が必要です。

※2 必ず事前に福祉保健課に申請ください。

※対象の方には、予診票、説明書類を郵送します。予防接種を受ける前に、必ず
予防接種の説明文をよくお読みください。



带状疱疹予防接種

【接種対象者】

- ① 令和8年4月2日～令和9年4月1日に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎える方
- ② 接種日時時点で60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器等の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方（※¹）

【接種期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日

【接種費用】

- ① 組換えワクチン 6,500円/回（2回接種で完了）
- ② 生ワクチン 2,500円
（生活保護受給中の方は免除（※²））

高齢者予防接種（肺炎球菌、带状疱疹）

医療機関	住所	電話	接種日	予約の有無
あいさか小児科	松尾二丁目88-7	☎0748-53-8139	月～土	要
朝日医院	大窪1010-1	☎0748-52-0057	月・火・水・金・土	要
岡診療所	河原一丁目10	☎0748-53-1155	月～土	要 （3日前までに要予約） （予診票を記載のうえ、 午前診11:40まで、 午後診18:10までにご来院ください）
鎌掛診療所	鎌掛2292	☎0748-52-0615	月・水・木	要
河村医院	内池373	☎0748-52-0072	月～土 （第1月曜、第3水曜を除く）	要
しもいけメディカルクリニック	松尾五丁目59-3	☎0748-53-2324	予約時に調整	要
どひ整形外科クリニック	松尾三丁目1-1	☎0748-52-8880	月・火・水・金・土	要
よこた眼科クリニック （※肺炎球菌のみ）	松尾1189	☎0748-52-1341	月・火・金・土	要 受付窓口にて予約 （電話不可）
日野記念病院	上野田200-1	☎0748-53-1224	予約時に調整	* 1週間前までに要予約 予約受付（月～金） 13:00～16:00

接種を希望される場合は、上記町内医療機関にお問い合わせください。

県内他市町の医療機関で接種を希望される場合は、事前に福祉保健課にご相談ください。

問 福祉保健課 保健担当 ☎0748-52-6574

令和8年度の国民健康保険税額を決定します

国民健康保険は、毎日の生活の中でいつ起こるかわからない病気やけがのときに、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんで支えあう制度です。

国民健康保険税は6月に決定します。税額は、前年の所得に応じた額（所得割額）と、被保険者1人あたりの額（均等割額）、1世帯あたりの額（平等割額）を合計した金額となっています。なお、「広報ひの」5月号でお知らせしたとおり、令和8年度から新たに子ども・子育て支援金分が加わり、下記の令和8年度 国民健康保険税額に基づいて算出いたします。ご理解いただきますようお願いいたします。

●令和8年度 国民健康保険税額

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分
① 所得割額【税率】*1	7.20%	2.90%	2.35%	0.27%
② 均等割額【被保険者1人】	28,000円	11,000円	11,500円	全世代 1,150円
				18歳以上 70円
③ 平等割額【1世帯】	20,000円	8,500円	6,500円	740円
④ 賦課限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

【※1】 令和7年中の所得金額から基礎控除額の43万円を控除した額に税率をかけて算出します。

【※2】 18歳以上の子ども・子育て支援金分の均等割額については、全世代均等割額(1,150円)と18歳以上均等割額(70円)を加算した額(1,220円)となります。なお、18歳未満(令和8年4月1日時点で18歳未満)の加入者にかかる子ども・子育て支援金分の均等割額については、全額軽減となります。

●低所得世帯に対する軽減

令和7年中の世帯の所得（世帯主と被保険者等の合算）が次の要件に該当する場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

7割軽減・・・総所得430,000円+100,000円×（給与所得者等【※1】の数-1）以下の世帯

5割軽減・・・総所得430,000円+（310,000円×被保険者数【※2】）+100,000円×（給与所得者等【※1】の数-1）以下の世帯

2割軽減・・・総所得430,000円+（570,000円×被保険者数【※2】）+100,000円×（給与所得者等【※1】の数-1）以下の世帯

【※1】 一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいいます。

【※2】 被保険者数には、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者へ移行された方を含みます。

(例) 4人世帯
(給与所得者1人、配偶者1人、子2人の場合)

	給与所得者数
軽減割合	1人
7割	43万円以下
5割	167万円以下
2割	271万円以下

●未就学児に対する軽減（医療分、後期高齢者支援金分）

未就学児（令和8年4月1日現在で6歳未満）の被保険者の方は均等割額を5割軽減します。

また、低所得世帯の軽減対象に該当する未就学児の方は、軽減適用後の均等割額から5割軽減します。

●18歳未満に対する軽減（子ども・子育て支援金分）

18歳未満（令和8年4月1日時点で18歳未満）の加入者にかかる子ども・子育て支援金分の均等割額については、全額軽減となります。

未就学児の軽減後の均等割額

低所得世帯に 対する軽減の 状況	令和8年度の均等割	
	医療分	後期高齢者 支援金分
7割軽減	4,200円	1,650円
5割軽減	7,000円	2,750円
2割軽減	11,200円	4,400円
軽減なし	14,000円	5,500円

国民健康保険税は必ず期限内に納めましょう！

国民健康保険税を特別な理由もなく1年以上滞納されると、病院等で診察を受けたときに全額負担する必要があるほか、本来受けられる給付も受けられなくなります。なお、災害等の事由により国民健康保険税の納付が困難な場合は、申請により減免が受けられる場合があります。

問 税務課 住民税担当 ☎0748-52-6570